

社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会備品貸出し要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域福祉活動及び福祉教育の推進を図るため、社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が所有する備品を貸出すことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸出し対象者)

第2条 貸出し対象者は、瑞穂市内で次の活動を行う者とする。

- (1) 地域福祉に貢献するもの
- (2) 福祉活動およびボランティア活動
- (3) 研修会、講座等の福祉教育に関するもの
- (4) その他本会会長（以下「会長」という。）が必要と認めたもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、貸出しをしない。

- (1) 営利目的に使用する場合
- (2) 特定の政党の利害に関する事業に使用する場合
- (3) 特定の教団等が宗教活動に使用する場合
- (4) その他目的外に使用すると認められる場合

(貸出し備品)

第3条 貸出しを行う備品は、別表のとおりとする。

(貸出し期間)

第4条 備品の貸出し期間は、7日間を限度とする。ただし、会長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(利用料)

第5条 利用料は、無料とする。

(借用申請等)

第6条 備品の借用を希望する者は、備品借用申請書（様式第1号）を会長に提出するものとする。

2 会長は、前項の申請を許可したときは、備品貸出許可書（様式第2号）を交付するものとする。

3 会長は、備品貸出帳（様式第3号）により、常にその貸出し先等を明確にしておかなければならない。

（使用責務）

第7条 備品の貸出し許可を受けたもの（以下「借用者」という。）は、破損しないよう常に丁寧な使用に心がけなければならない。

2 備品の運搬は、借用者の責任において行うものとする。

3 借用者は、第三者に転貸してはならない。

4 備品を故障、破損及び紛失等したときは、速やかに会長に報告し、事後処理について会長の指示に従わなければならない。

5 借用期間を厳守すること。

（備品の返却）

第8条 借用者は、借用備品の点検及び清掃を行い、速やかに返却しなければならない。なお、返却時には備品返却報告書（様式第4号）を提出するものとする。

2 借用者は、借用した備品を必要としなくなった場合は、貸出し許可期間内であっても、速やかに借用備品を返却しなければならない。

（事故責任）

第9条 備品の使用によって生じた事故等に関しては、借用者の責任において処理するものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成27年6月24日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現に改正前の社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会備品貸出要綱の規定により備品の貸出し許可を受けている者は、改正後の社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会備品貸出し要綱の規定により貸出し許可を受け

たものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年8月30日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会備品貸出要綱の規定により備品の貸出し許可を受けている者は、改正後の社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会備品貸出し要綱の規定により貸出し許可を受けたものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年1月24日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会備品貸出要綱の規定により備品の貸出し許可を受けている者は、改正後の社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会備品貸出し要綱の規定により貸出し許可を受けたものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年10月11日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会備品貸出要綱の規定により備品の貸出し許可を受けている者は、改正後の社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会備品貸出し要綱の規定により貸出し許可を受けたものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月17日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会備品

貸出要綱の規定により備品の貸出し許可を受けている者は、改正後の社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会備品貸出し要綱の規定により貸出し許可を受けたものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会備品貸出要綱の規定により備品の貸出し許可を受けている者は、改正後の社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会備品貸出し要綱の規定により貸出し許可を受けたものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年5月27日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会備品貸出要綱の規定により備品の貸出し許可を受けている者は、改正後の社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会備品貸出し要綱の規定により貸出し許可を受けたものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年10月4日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会備品貸出要綱の規定により備品の貸出し許可を受けている者は、改正後の社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会備品貸出し要綱の規定により貸出し許可を受けたものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年7月13日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会備品貸出要綱の規定により備品の貸出し許可を受けている者は、改正後の社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会備品貸出し要綱の規定により貸出し許可を受けたものとみなす。

別表（第3条関係）

番号	備品名	番号	備品名
1	ストライクボーリング	28	らくじゃんマット（牌付き）
2	囲碁ボール（ミニ）	29	ビンゴセット
3	スカットボール	30	囲碁セット
4	ゲーゴールゲーム	31	とっところハム太郎でちゅ
5	ビーンボウリング	32	UNO
6	クロリティ（輪なげ）	33	いろはかるた
7	ソフトダーツ	34	思い出かるた（童謡唱歌）
8	シュートゲーム	35	交通安全ジャンボかるた
9	ソフトチーズボード	36	お料理いろはかるた
10	アニマル輪なげ	37	“イヒ！”かるた
11	リング・リングゲーム	38	江戸いろはかるた
12	輪なげリング	39	みずほ方言かるた
13	スマイル射的	40	魚魚あわせ
14	羽っこゲーム	41	唱歌カルタ
15	糸巻きダービーゲーム	42	百人一首
16	おさかな釣りゲーム	43	ジャンボカード遊び
17	オセロ	44	図鑑カード“花と木”
18	たいこ相撲	45	くだものやさいカード
19	黒ひげ危機一髪	46	すき焼きじゃんけんゲーム
20	じゃんけんぽん	47	トランプ
21	ウッディアンバランス	48	ジャンボトランプ
22	ぐらぐらゲーム	49	スーパージャンボトランプ
23	早押しピンポンブー	50	クロスロードゲーム
24	積み木	51	けん玉
25	将棋セット（足付）	52	バルバレー（室内バレー）
26	将棋セット	53	ミニバトミントンセット
27	持ってこーじゃん（牌付き）	54	卓球セット

5 5	マッサージボール	8 3	DVDBOX「エンカサイズDVD-BOX.1」
5 6	タンバリン	8 4	DVD「NHKテレビ体操」
5 7	幼児用タンバリン	8 5	パーソナルカラオケ オンステージ
5 8	軽量フレームタンバリン	8 6	新訂尋常小学唱歌第一学年用
5 9	マラカス	8 7	お手玉
6 0	野菜マラカス	8 8	キーボード・台
6 1	トライアングル（大）	8 9	コミュニケーション麻雀
6 2	トライアングル（小）	9 0	サイコロ（大）
6 3	ハンドベル（ゴールド）	9 1	紙芝居（世界の名作 第1集）
6 4	ハンドベル（カラー）	9 2	紙芝居（むかしばなし 第2集）
6 5	カスタネット	9 3	ビッグブック パパお月さまとって！
6 6	ゆびすず	9 4	テーブルゲーム カーリング
6 7	鈴	9 5	マジックナイン
6 8	鈴（幼児用）	9 6	ユニボッチャ ロトロ ボッチャコート（カフェサイズ）
6 9	トーンチャイム（大）	9 7	DVD プレーヤー内蔵テレビ
7 0	トーンチャイム（小）	9 8	ポッパーガン
7 1	東海道五十三次双六ゲーム	9 9	トレーニングチューブ
7 2	百歳バンザイ！双六	1 0 0	マンカラ・カラハファミリー
7 3	サイコロ（小）		
7 4	サイコロ（中）		
7 5	台風ドカーンゲーム		
7 6	○×カード		
7 7	大型絵本「はらぺこあおむし」		
7 8	紙芝居舞台・台		
7 9	大型絵本「うみの100かいだてのいえ」		
8 0	高齢者疑似体験セット		
8 1	車椅子		
8 2	血圧計		

様式第1号（第6条関係）

備品借用申請書

年 月 日

社会福祉法人

瑞穂市社会福祉協議会長 様

団体名

氏名

（団体の場合は代表者名）

住所

電話番号

下記の備品を借用したいので、申請します。

使用目的		
使用場所		
借用期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
備品	備品名	借用数
備考	受付番号（ ）	


決裁	会長	事務局長	課長	係長	係員	担当

様式第2号（第6条関係）

備品貸出許可書

第 号
年 月 日

様

社会福祉法人 瑞穂市社会福祉協議会
会長 

下記により、備品の貸出しを許可します。

使用目的		
使用場所		
貸出期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
備 品	備 品 名	貸 出 数
備 考	1 備品を破損しないように気をつけてください。 2 第三者に転貸しないでください。 3 貸出期間を厳守してください。 4 返却時、備品返却報告書（様式第4号）を提出してください。	

様式第4号（第8条関係）

備品返却報告書

年 月 日

社会福祉法人

瑞穂市社会福祉協議会長 様

住 所

団 体 名

氏 名

（団体の場合は代表者名）

電話番号

借用備品	備品名	借用数
借用期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
使用目的		
使用人数		
使用者の 反 応		
備品の状態	※必ず記入してください	

	会 長	事務局長	課 長	係 長	係 員	担 当
返却確認						